



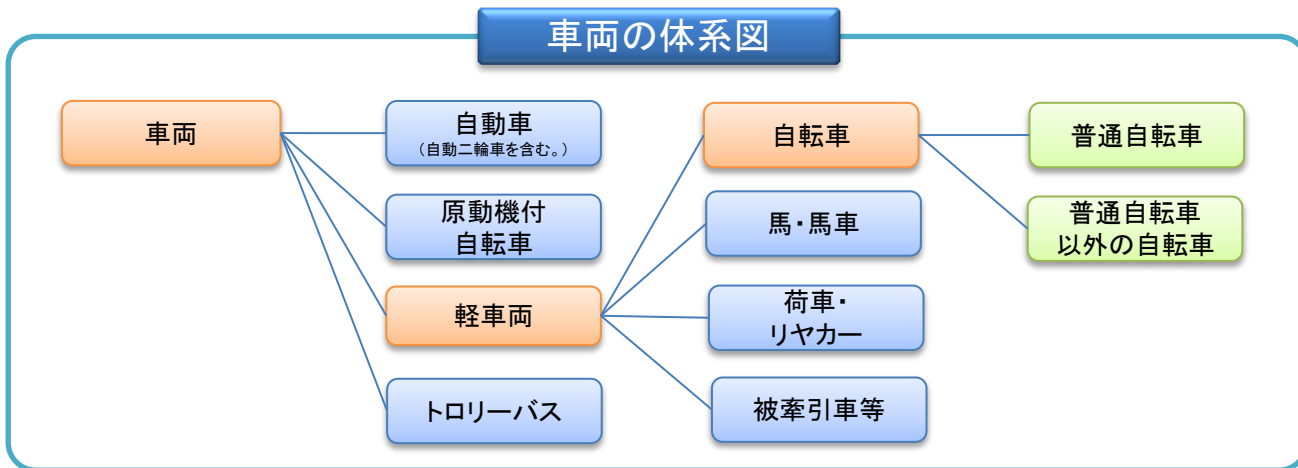
# 自転車Q&A②

## ～自転車の分類・定義～



### Q 自転車の道路交通法上の分類、定義は？

**A** 自転車は車両のうち軽車両に分類されます。定義は下記のとおりです。



### 定義

- 軽車両 (法第2条第11号) …… 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、レールによらないで運転する車
- 自転車 (法第2条第11号の2) …… ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車でレールによらないもの
- 普通自転車 (法第63条の3等) …… 車体の大きさ及び構造が次の基準を満たす二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの
  - ① 長さ190cm以内かつ幅60cm以内
  - ② 側車をつけていない
  - ③ 運転者席が一つで、それ以外の乗車装置がない(幼児用座席除く。)
  - ④ ブレーキが、走行中に簡単に操作できる位置にある
  - ⑤ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突起物がない



### 参考 (普通自転車以外の自転車)

タンデム自転車やペロタクシーは

- 長さが190cmを超える
- 一つの運転者席以外の乗車装置がある

等の理由により普通自転車以外の自転車に該当します。



タンデム自転車



ペロタクシー

### メモ

補助標識における『自転車』は、『普通自転車』を指します。また、『二輪』は『二輪の自動車及び原動機付自転車』を指すので、自転車は含まれません。  
(標識・標示令別表第2備考一(六))

